部を改正する告示案 新旧対照表 ○電波法施行規則第五十一条の九の六第一号⑴及び⑶並びに第2号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件(平成十七年総務省告示第千三百十二号)の一

						1
	二・三(略)	一、八八四・五曜を超え一、九一五・七曜以下の周波数	は、次のとおりとする。	一 施行規則第五十一条の九の六第一号(1)の総務大臣が別に告示する周波数	改正案	音を記すして作う
	二・三(略)	一、八八四・五 囮 を超え一、九一九・六 囮 以下の周波数	は、次のとおりとする。	一 施行規則第五十一条の九の六第一号(1)の総務大臣が別に告示する周波数	現行	(作糸音)に言言言